**添付書類の漏れ等が多発していますので、**

**ご注意ください！**

**書類の添付漏れや、正しい書類を添付しているかなど、申請前にチェックリストを活用してご確認ください。**

**申請書に不備のある事例（特に多い事例）**

**◆「旅館業法の許可証」または**

**「住宅宿泊事業法の第13条に規定する届出標識」の写し　の不備**

**注意するポイント**

1. 「食品営業法の営業許可証」は不可（不要）です。
2. 「旅館業営業許可書」の住所・氏名と、「様式１号　宿泊予約延期等協力金支給申請書兼請求書」の申請事業主とが一致していますか？

**管轄の保健所で変更手続き（再交付申請）を行い交付された許可証の写しを添付して申請してください。**

* **記載事項に変更があった**
* **許可証を紛失した**
* 「旅館業の許可証」は、記載内容に変更が生じた場合は、10日以内に、変更届出書を管轄の保健所に提出することが定められています。

**◆「県外客が延期またはキャンセルしたことが確認できる書類」の不備**

**注意するポイント**

**対象は「県外客」です。**

県外からお越しのお客様であることがわかる書類を添付してください。

**「旅館業営業許可証」の再交付や記載事項変更手続きの管轄保健所**

* 四国中央保健所 （電話：0896-28-1213） 四国中央市
* 西条保健所 （電話：0897-56-1300）　 新居浜市、西条市
* 今治保健所 （電話：0898-23-2517）　 今治市、上島町
* 中予保健所 （電話：089-909-8758）　 伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町
* 八幡浜保健所 （電話：0894-22-0600）　 八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町
* 宇和島保健所 （電話：0895-28-6108）　 宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町
* 松山市保健所 （電話：089-911-1807）　 松山市

**宿泊予約延期等協力金　申請書類チェックリスト**

**提出前にこのチェックリストを活用して、内容を今一度ご確認ください。**

**１．申請書（様式１号）**

**□　「３．許可証」の内容と申請書の下記項目が同じである**

**□　申請事業主（①所在地②名称③代表者が「許可証」の内容と同じ）**

**□　対象施設（「許可証」の施設所在と同じ）**

**☑できない場合、貴施設の許可証の更新が必要となる可能性があります。  
詳しくは、各所管保健所にご相談ください。**

**２．誓約書（様式２号）**

**□　所在地、名称、代表者職氏名が「申請書（様式１号）」の申請事業主と同じ**

**３．許可証**

**□　該当する「許可証（または届出標識）」のいずれかを添付している**

**○旅館業の営業許可証**

**○住宅宿泊事業法の第13条に規定する届出標識**

※**誤って「食品営業法の営業許可証」を提出**される方がいらっしゃいますのでご注意ください

**４．延期またはキャンセル証明**

**□　次の４項目がすべて明記されている**

**□　氏名（姓または名のみでも可）**

**□　居住地（都道府県名のみでも可）**

**□　当初予約日（該当期間5/1～5/31）**

**□　延期またはキャンセルを確認した日（＋延期の場合は延期後の予約日）**

**【新型コロナウィルス感染症対策企業電話相談窓口（コールセンター）】**

**TEL：089-909-3842**受付時間：9時から18時（土日祝日を含む/6月30日まで）

**【県ホームページ】**

**https://www.pref.ehime.jp/h30200/3858/kankou-kyouryoku.html**